職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

昭和59年 3月31日 条 例 第 5 号

改正 令和元年12月27日条例第 5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2 9条第4項に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を 定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨 を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給の期間は、1日以上6月以下とし、この期間においては、 給料月額及びこれに対する地域手当(八幡浜地区施設事務組合職員の 給与に関する条例(昭和58年条例第11号)第2条において準用す る八幡浜市職員の給与に関する条例(平成17年八幡浜市条例第46 号)第11条の3及に規定する地域手当をいう。)の合計額(法第22 条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額)の10分の 1以下を減ずるものとする。

(停職の効果)

- 第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。
- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。 (規則への委任)
- 第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (令和元年条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。